

道路占用許可の基本的な流れ

○申請の流れ

- ①道路占用許可申請書（様式1号、様式2号、警察協議書）に記入し、添付書類を4部添えて市役所に提出してください。
- ②標準処理期間である1週間後、警察協議書及び添付書類をお渡ししますので、警察署に提出し、同時に道路使用許可が必要な場合は添付書類に道路使用許可の鑑をつけ申請を行ってください。
- ③後日、警察署より、協議回答書及び道路使用許可書が交付されますので、協議回答書と道路使用許可書を市役所に持参し、道路許可書を受け取ってください。

添付書類

様式1号
市保管

添付書類

様式2号
許可書用

添付書類

警察協議書
警察協議用

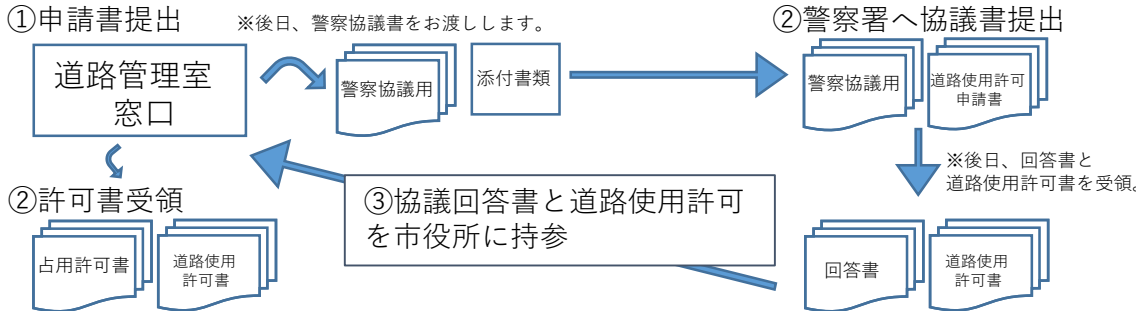
添付書類

○添付書類

- ①位置図
- ②平面図
- ③断面図
- ④交通安全対策図
- ⑤その他（誓約書等の添付をお願いする場合があります）

箕面市役所

警察署



注意事項

- ※市役所での警察協議書の標準処理期間は1週間です。
- ※市役所からの連絡はしていません。
- ※お問い合わせいただけましたら現在の状況をお答えいたします。
- ※占用期間中の維持管理をお願いします。
- ※1年以内に該当箇所が破損した場合は何らかの施工不良があったものとみなし、申請者に補修工事を行っていただきますのでご承知おきください。